

渋川市こんにゃく生産者経営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、こんにゃく価格の低迷及び物価高騰に苦しむこんにゃく芋生産者の経営安定を図るため、こんにゃく芋生産者に対し、予算の範囲内において、渋川市こんにゃく生産者経営支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の使途)

第2条 補助金の使途は、農業資材、肥料、燃料等、こんにゃく芋農業経営の維持又は継続に要する費用とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号の全てに該当する農業経営体（個人又は法人）とする。

- (1) 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間において、渋川市でこんにゃく芋を耕作して出荷した実績があり、農産物販売金額が年間20万円以上であること。
- (2) 個人にあつては市内に住所を、法人にあつては市内に事業所を有すること。
- (3) 補助金受領後もこんにゃく芋の生産を継続する意欲があること。
- (4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 法令及び公序良俗に反していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1経営体につき別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日限りその効力を失う。

別表（第4条関係）

対象となるこんにゃく芋の経営面積	1経営体あたりの 補助金額
1.0ha未満	100,000円
1.0ha以上5.0ha未満	180,000円
5.0ha以上	250,000円